

泉佐野市家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成に向け、泉佐野市内の家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化に関する市民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ減量化等処理機器を購入した市民に対して予算の範囲内において、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象となる家庭用生ごみ減量化等処理機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、悪臭や騒音を抑制する構造並びに一定の耐久性を有するものに限る。

(1) 手動又は電動により生ごみを攪拌し、微生物により生ごみを分解し、堆肥化する機器

(2) 手動又は電動により生ごみを攪拌し、過熱、乾燥により生ごみを減量化する機器

2 生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを単に焼却する機器は、助成対象としない。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の規定に関わらず助成対象としない。

(1) 購入金額が2,000円未満（消費税及び地方消費税含む。）の機器

(2) 本体を除く消耗品、備品及び修理費

(助成対象世帯)

第3条 助成対象世帯は、前条に規定する助成対象機器を購入した世帯とし、次の各号のすべてに該当すること。（ただし、法人その他の団体は除く。）

(1) 本市に住所を有し、かつ現に居住していること。

(2) 本市内の自宅（敷地含む）に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、且つ適切に維持管理できること。

(3) 助成対象機器から生成された堆肥等を適切に活用又は処理できること。

(4) 第5条に規定する助成金交付申請受付時において、当該世帯員全員が納付期限の到来している市税を完納していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象機器の購入金額（消費税及び地方消費税含む。）の2分の1に相当する額（ただし、1,000円未満の端数は切り捨て）とし、30,000円を上限とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする世帯の世帯主は、助成対象機器を購入後1年以内に、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付申請書（様式1）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象機器を購入したことを証明する領収書（機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの）の写し、もしくは、販売証明書（様式2）

(2) 購入した助成対象機器の保証書（機器の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの）の写し

(3) 助成対象機器の設置後の写真

(4) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による交付申請ができるのは、1世帯あたり1基の処理機器に限る。ただし、コンポスト、ボカシあえ容器は計2基までとする。

3 第8条に規定する助成金の交付を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当したことにより、助成対象機器を再購入したときは、前項の規定に関わらず交付申請ができるものとする。

(1) 購入から5年を経過し、使用に耐えなくなったとき。

(2) 適正な管理をしていたにも関わらず、機器が破損又は故障し、使用に耐えなくなったとき。

(助成金交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、提出書類の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、交付又は不交付を決定し、その結果を家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の規定による助成金交付決定を受けた者は、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付請求書（様式4）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金交付請求を受けたときは、請求者に対し、請求受付日の翌月末までに口座振込により助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。